



# 埼玉県報

第22号  
令和元年(2019年)  
7月19日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）

### 告示

- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 平成31年4月から令和元年6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する入札公告（中央児童相談所）
- 埼玉県シルバー人材センター連合（公益財団法人いきいき埼玉）の業務拡大に係る業種及び職種の指定（シニア活躍推進課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 行田都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道練馬所沢線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道練馬所沢線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）

- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 正誤

- 埼玉県教育委員会規則第13号中訂正（県立学校人事課）

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項」を「、施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項又は施行令附則第七条第五項」に改め、同欄6中「又は第三十七条第五項」を「、第三十七条第五項、施行令附則第七条第六項又は施行令附則第八条第二項において準用する施行令附則第七条第六項」に改め、同欄9中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十七条ただし書又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十七条ただし書」に改め、同欄10中「第十九条、」及び「第十九条又は」を「第十九条第一項、」に、「第十九条の」を「第十九条第一項、施行令附則第七条第七項、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第八条第二項において準用する施行令附則第七条第七項又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十九条第一項の」に改め、同号専決事項の欄2中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十六条」を「、施行令第三十八条において準用する施行令第十六条、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」の下に「並びに令附則第七条第九項及び第八条第三項」を加える。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、令附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金（次項第十三号、第五条第一項第二号及び第十五条第一項第二号において「臨時児童扶養等資金」という。）の貸付けを受けようとするときは、当該書類の添付を要しない。

第二条第二項に次の一号を加える。

十三 臨時児童扶養等資金 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条第一項の規定による認定の請求をしたことを証する書類、現に同法第四条第一項の規定による児童扶養手当（以下この号において「児童扶養手当」という。）の支給を受けていることを証する書類並びに令和元年八月分及び同年十一月分の児童扶養手当の額が確認できる書類  
第五条第一項中「令第八条第五項の」を「次の各号に掲げる」に、「被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令第八条第五項 被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する書類

二 令附則第七条第六項 臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者の前年の所得の額及び児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第一項の定めるところにより算定される額を確認できる書類

第六条第二項中「又は第九条第一項」を、「第九条第一項又は令附則第七条第五項」に改める。

第十三条中「第八条第三項ただし書」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十四条中「第十六条」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条第一項中「令第十九条第一項」を「次の各号」に、「同項各号のいずれかに該当することを証する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令第十九条第一項（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）  
令第十九条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

二 令附則第七条第七項 臨時児童扶養等資金の貸付けに係る児童（二十歳に達した者を含む。）が同項に規定する学校に就学していることを確認できる書類  
第十七条第一項中「第十八条第二項」の下に「及び令附則第七条第九項」を加え、同条第三項中「第十七条」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十二條の表第二條第一項の項中

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第三十一条の 法附則第三条第一項
-------------------------	----------------------

六第一項

を

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第三十一条の六第一項
令附則第七条第一項	令附則第八条第一項
母子臨時児童扶養等資 金	父子臨時児童扶養資金
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

に改め、同

項の次に次のように加える。

第二條第二項第十三號	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金
------------	-----------	----------

第二十二條の表第五條第一項の項中「第五條第一項」を「第五條第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五條第一項第二號	令附則第七条第六項	令附則第八条第二項にお いて準用する令附則第七 条第六項
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

第二十二條の表第六條第二項の項中

第九條第一項

を

第九條第  
則第七條

一項又は令附  
第五項

に改め、同表第十三條の項中

令第八條第三項ただし  
書

令第三十  
ただし書

一條の六第三項

を

令第八條第三項ただし  
書

令第三十一條の六第三項  
ただし書

に改め、

令附則第七條第九項

令附則第八條第三項

同表第十四條の項中

令第十六條

令第三十一條の七におい  
て準用する令第十六條

を

令第十六條

令第三十一條の七におい  
て準用する令第十六條

に改め、同表第十五條第一項の

令附則第七條第九項

令附則第八條第三項

項を次のように改める。

第十五條第一項第一号		令第十九條第一項		令第三十一條の七におい て準用する令第十九條第 一項	
第十五條第一項第二号		令附則第七條第九項	令附則第八條第三項	令附則第七條第七項	令附則第八條第二項にお いて準用する令附則第七 條第七項
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金

第二十二條の表第十七條第一項の項中

令第十七條ただし書	令第三十一條 て準用する令 だし書
令第十八條第二項	令第三十一條 て準用する令 第二項

の七におい  
第十七條た

を

令第十七條ただし書	令第三十一條の七におい て準用する令第十七條た だし書
令第十八條第二項	令第三十一條の七におい て準用する令第十八條第 二項
令附則第七條第九項	令附則第八條第三項

に改める。

の七におい  
第十八條第

第二十二條の表第十七條第三項の項中

令第十七條	令第三十一條 て準用する令
-------	------------------

の七におい  
第十七條

を

令第十七條	令第三十一條の七におい て準用する令第十七條
令附則第七條第九項	令附則第八條第三項

に改める。

第二十三條中「第二章」の下に「(第二條第一項ただし書及び第二項第十三号、  
第五條第一項第二号並びに第十五條第一項第二号を除く。)」を加え、同條の表第  
五條第一項の項中「第五條第一項」を「第五條第一項第一号」に改め、同表第六條

第二項の項中

第九條第一項	令第三十八條において準 用する令第九條第一項
--------	---------------------------

を

第九 附則第
-----------

條第一項又は令  
七條第五項

又は令第三十八條におい  
て準用する令第九條第一

に改め、同表第十三條の項中「令第八

項

条第三項ただし書」の下に「(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

を加え、同表第十四条の項中

令第十六条

令第三十八条において準用する令第十六条

を  
令第十六条(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十六条

に改め、同表第十五条第

一項の項を次のように改める。

第十五条第一項第一号

令第十九条第一項(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十九条第一項

第二十三条の表第十七条第一項の項中

令第十八条第二項

を

令第十  
令附則

八条第二項及び  
第七条第九項

に改め、同表第十七条第三項の項中

令第十七条

令第三十八条において準用する令第十七条

を

令第十七条(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十七条

準

に改める。

「第16条第1項第 号

様式第十八号中

第31条の7において準用する同令第16条第1項第 号

を

第38条において準用する同令第16条第1項第 号」

「第16条第 号(同令附則第7条第9項及び第8条第3項において準用される場



第 3 1 条の 7 において準用する同令第 1 6 条第  
第 3 8 条において準用する同令第 1 6 条第 号

合を含む。) )

に改める。

」

様式第二十五号中「(同令第 1 8 条第 2 項)の次に「並びに同令附則第 7 条第 9  
項及び第 8 条第 3 項)を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の  
貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使  
用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約2,200,000部×9回(8ページ×6回・12ページ×3回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社毎日新聞首都圏センター 川口工場

埼玉県川口市緑町8番地24号

5 落札金額

64,086,000円(税抜)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年4月16日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十四号

平成三十一年四月から令和元年六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

平成三十一年四月一日

三 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

#### 二 委託契約締結日

平成三十一年四月一日

#### 三 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

平成三十一年四月一日

三 委託期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



相馬 亮介	菊川 利奈	医師の氏名
呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	指定障害区分
内科、呼吸器科	緩和ケア	診療科名
くら病院 医療法人社団春日部さ	尾中央第二病院 医療法人社団愛友会上	医療機関の名称
一 春日部市金崎七百二一	一 上尾市地頭方四百二十 一 一	医療機関の所在地
同	平成三十一年四月一日	指定年月日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和元年10月1日（火）から令和4年9月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県上尾市大字上尾村1242番地1 埼玉県中央児童相談所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」のA等級に格付けされ、営業品目に「給食業務」が登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成28年4月1日（金）から令和元年7月19日（金）までの間において、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等の実績があること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-0013 埼玉県上尾市大字上尾村1242番地1 埼玉県中央児童相談所総務担当 金子・田端 電話048-775-4152

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月6日（金）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月5日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月6日（金）午前9時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県中央児童相談所 令和元年9月6日（金）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年8月19日（月）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年8月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Prepared food service of temporary shelter of Chuo Children's Counseling Office , Saitama Prefectural Government.

(2) Tender Deadline :

9:30 a.m. , September 6, 2019 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , September 5, 2019)

(3) Contacts :

General Affairs Group of Chuo Children's Counseling Office , Saitama Prefectural Government , Ageomura 1242-1, Ageo-shi , Saitama-ken 362-0013  
Telephone : 048-775-4152

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、埼玉県シルバー人材センター連合（公益財団法人いきいき埼玉）の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定をした業種及び職種

業種	職種
I―五十六 各種商品 小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 H―六十 機械整備・修理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十七 織物・衣服・身の回り品小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十八 飲食料品 小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十九 機械器具 小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業

I―六十 その他の小 売業	K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業 C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 H―六十 機械整備・修理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
P―八十五 社会保 険・社会福祉・介護事 業	B―十六 社会福祉の専門的職業 B―二十四 その他の専門的職業 E―三十五 家庭生活支援サービスの職業 E―三十六 介護サービスの職業 E―三十九 飲食物調理の職業 E―四十 接客・給仕の職業 E―四十二 その他のサービスの職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業

備考 業種は日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定に係る市町村の区域

県内全市町村

三 指定年月日

令和元年七月十九日



# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十一号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

戸田市

### 二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、修正数値図化）

### 三 作業地域

戸田市全域

### 四 作業期間

令和元年六月十八日から令和二年六月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十二号

測量計画機関である三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合設立準備会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合設立準備会

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

所沢市林一丁目及び林二丁目の各一部、入間市上藤沢及び宮寺の各一部

### 四 作業期間

令和元年七月十日から令和元年九月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十三号

平成三十年埼玉県告示第千二百五十六号で公示した公共測量は、令和元年六月三十日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十四号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

### 三 作業地域

久喜市、白岡市

### 四 作業期間

令和元年七月十日から令和元年十二月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十五号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（県道北中曽根北大桑線道路台帳整備）

### 三 作業地域

加須市水深地内外

### 四 作業期間

令和元年六月十八日から令和二年二月二十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

行田市大字若小玉の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部

都市計画課

### 四 縦覧期間

令和元年七月十九日から令和元年八月二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	草加						
	市町村名	草加市 八潮市 三郷市						
	都市計画の 種類及び名称	区域区分						
	公聴会	期日及び時間	令和元年八月 二十七日午後 二時から					
		場 所	三郷市役所農 業委員会議室					
	公述申出書	提出期間	令和元年七月 十九日から令 和元年八月二 日午後五時一 五分まで					
		提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、三郷市都 市デザイン課					
	都市計画の構想	閲覧期間	令和元年七月 十九日から令 和元年八月二 日まで					
		閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、草加市 都市計画課、 八潮市都市計 画課、三郷市 都市デザイン 課					



## 公 述 申 出 書

令和元年7月19日付け埼玉県報に登載された草加都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で、横書きにしてください。

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
白岡市	令和元年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	白岡市役所
蓮田市	令和元年九月四日及び 同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽生市	令和元年九月十日から 同月十二日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ
行田市	令和元年九月十七日か ら同月十九日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市役所西側駐 車場
幸手市	令和元年九月二十四日 及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	幸手市役所来庁者 駐車場
北本市	令和元年九月二十六日 及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所

加須市	久喜市					桶川市	伊奈町	宮代町	
令和元年十一月五日から同月七日まで	令和元年十月三十一日	令和元年十月三十日	令和元年十月二十九日	令和元年十月二十八日	令和元年十月二十五日	令和元年十月十八日	令和元年十月十七日	令和元年十月十一日	
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	
加須市民運動公園 駐車場	鷺宮公民館	農村センター（南公民館）	栗橋文化会館	花みずき会館	あやめ公園駐車場	ナ 桶川サン・アリーナ	桶川市老人福祉センター	伊奈町役場	宮代町役場

杉戸町				
令和元年十一月二十日	令和元年十一月十九日	令和元年十一月十二日	令和元年十一月十一日	令和元年十一月八日
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで
杉戸深輪産業団地地区センター	杉戸町役場	加須市大利根総合支所東側駐車場	加須市北川辺総合支所南側駐車場	加須市騎西総合支所南側駐車場

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和元年九月二日から同年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	特定計量器の所在場所
蓮田市	令和元年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
羽生市	令和元年九月十日から同年十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
行田市	令和元年九月十七日から同年十二月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
幸手市	令和元年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

北本市	令和元年九月二十六日から同年十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
宮代町	令和元年十月十日から令和二年一月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
伊奈町	令和元年十月十一日から令和二年一月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
桶川市	令和元年十月十七日から令和二年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
久喜市	令和元年十月二十五日から令和二年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
加須市	令和元年十一月五日から令和二年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
杉戸町	令和元年十一月十九日から令和二年二月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和元年九月二日から同年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
蓮田市	令和元年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
羽生市	令和元年九月十日から同年十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右





## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>新座市新堀一丁目三九六番九地 先から同市新堀一丁目一七九九 番三地先まで</p>	<p>番二地先まで</p>	<p>新座市新堀二丁目一四〇三番七 地先から同市新堀二丁目二四〇 番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇〃 二二・五九</p>	<p>三・八四〃 一一・〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇三・七三</p>	<p>六五五・八〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事 旧道の一部は、新座市に引き継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>新座市野寺五丁目三七一番六地 先から同市栗原一丁目一二二一 番一地先まで</p>	<p>西東京市北町三丁目一二三二番 二二地先から東久留米市神宝町 一丁目二〇番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇〇 三〇・〇〇</p>	<p>四・一〇〇 三六・〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九六〇・五〇</p>	<p>一七四三・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>
<p>道路改良工事 旧道の一部は、新座市に引き継ぐ予定。</p>			

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
後四十番一地先まで	所沢市大字山口字山下後四十番 二地先から同市大字山口字山下	区 間
一九・三五	九・五二〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・三六		延長 (メートル)
工事のため	自転車歩行者道整備	備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
後四十番一地先まで	所沢市大字山口字山下後四十番 二地先から同市大字山口字山下	区 間
一九・三五	九・五二〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・三六		延長 (メートル)
工事のため	自転車歩行者道整備	備 考



## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>羽生市東三丁目三三番五地先から 羽生市大字稲子字塚原二七番地先 まで</p>		区 間
<p>一六・〇〇ㄱ 三二・九〇</p>	<p>七・六〇ㄱ 三一・四〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二五・九〇</p>		延長 (メートル)
<p>交差点整備</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年七月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十一年四月八日

指令越建セ第三〇〇〇二六〇号

#### 二 検査済証番号

令和元年七月十七日

越建セ第一五五―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目二百五十二番一、二百五十二番二、二百五十

三番一、二百五十三番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

# 告 示

## 埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年七月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

### 一 日時

令和元年七月二十五日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十三号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中  
訂正

ページ 行

一 前から八

誤

勤務に関する規則

正

勤務に関する規則の一部を改正する規則

ページ 行

六 前から七

誤

平成七年埼玉県条例第二十八条

正

平成七年埼玉県条例第二十八号